

緑化推進事業補助金を支給

身近な緑を増やすため、次のとおり費用の一部を補助します。一定の条件がありますので、事前に相談してください。

生け垣助成

- ◇補助額
- *新設 長さ1mにつき1万円以内(限度額20万円)
- *生け垣の新設を目的とした既

存のブロック塀撤去 長さ1mにつき6000円以内(限度額12万円)

屋上緑化

- ◇補助額 工事費の2分の1、または、次の額のいずれか少ない額(限度額40万円)
- *高さ30cm以上の樹木による緑化 1mにつき5万円以内

*高さ30cm未満の樹木、または、芝などによる緑化 1mにつき1万8000円以内

壁面緑化

- ◇補助額 工事費の2分の1、または、緑化面積1mにつき5000円以内で算出した額のいずれか少ない額(限度額20万円)
- ☆詳しくは、水と緑の係へ。



軽自動車税の減免



障害者手帳などをお持ちの方は、障害の程度により軽自動車税が減免されます。

- ◇対象 次のいずれかに該当する軽自動車など
 - *身体障害者などが使用し、条件を満たしている(障害者1人につき1台のみ/普通自動車の減免を受けている場合は不可)
 - *車検証に「障害者輸送用」などと記載されている
 - *公益のため直接福祉団体などが使用する
 - ※条件について詳しくは、問い合わせてください。
- ◇申請 5月31日までに軽自動車税の納税通知書(5月上旬に発送予定)、印鑑、運転免許証、車検証、身体障害者手帳、愛の手帳などを持って市民税係へ
- ☆詳しくは、市民税係へ。

特別児童扶養手当、特別障害者手当などの手当額を改定

- 4月分から、手当額が次のとおり改定されます。
- *特別児童扶養手当 = 5万1500円(1級)、3万4300円(2級)
- *特別障害者手当 = 2万6830円
- *障害児福祉手当 = 1万4600円
- ☆詳しくは、障害福祉係へ。



70歳以上の方へ 高齢者実態調査にご協力を

70歳以上の方の生活の実情を把握し、緊急時に適切な対応ができるよう、5月から地区の民生委員が訪問し、聞き取りで調査を行います。ご協力をお願いします。

- ◇対象
- *平成27年4月～28年3月に

- 70歳になった方
- *平成27年4月～28年3月に70歳以上で転入した方
- *昨年まで調査できなかった方
- ☆詳しくは、高齢サービス係へ。



東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画)を策定

整備方針では、平成28～37年度の10年間で優先的に整備すべき道路(優先整備路線)として、32か所(約226km)を定めています。

また、4月1日から、優先整備路線を含むすべての都市計画道路区域内について、3階までの建築が可能となりました。整備方針は、東京都都市整備局ホームページ、都民情報ルーム(都庁内)、市役所都市計画係でご覧いただけます。

なお、市内の優先整備路線

▼市内の優先整備路線(←→の部分)

